

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【公開番号】特開2010-233193(P2010-233193A)

【公開日】平成22年10月14日(2010.10.14)

【年通号数】公開・登録公報2010-041

【出願番号】特願2009-81610(P2009-81610)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 3 0

G 06 F 13/00 6 3 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

共通のメールアドレスを有し、かつネットワークで接続された複数の情報処理装置においてメールを受信した際、映像に付加されるアイコンの表示制御を行う情報処理方法であって、

受信したメールが前記共通のメールアドレス宛てのメールであるか否かを識別するステップと、

前記ステップでの識別結果及び前記複数の情報処理装置が共有する情報に応じて、前記メールを受信した旨を示すアイコンの表示又は非表示について決定するステップを有することを特徴とする情報処理方法。

【請求項2】

前記共通のメールアドレス宛てに、画像を閲覧したことと示す再生状態の情報及び画像の識別情報を付加したメールを送信する送信ステップと、

前記再生状態の情報及び前記画像の識別情報を保存する記憶ステップと、

メール受信の際、発信元のメールアドレスを識別する識別ステップと、

前記識別ステップで前記共通のメールアドレスが識別された場合に、メールの内容と、前記記憶ステップで保存した情報に基づいて前記再生状態の情報を更新する更新ステップをさらに有し、

前記識別ステップでの識別結果及び前記再生状態に応じて前記アイコンの表示又は非表示を決定することを特徴とする、請求項1に記載の情報処理方法。

【請求項3】

前記再生状態は、未再生、再生済み、又は再生途中のいずれかを含むことを特徴とする請求項2に記載の情報処理方法。

【請求項4】

前記送信ステップで送信するメールが、その発信元の装置を識別するための機器名の情報を含むことを特徴とする、請求項2又は3に記載の情報処理方法。

【請求項5】

前記送信ステップで送信するメールが、画像の閲覧時に選択した再生効果を特定するた

めの情報を含むことを特徴とする、請求項 2 から 4 のいずれか 1 項に記載の情報処理方法。

【請求項 6】

前記送信ステップで送信するメールが、画像の閲覧時における視聴方法を示す情報を含むことを特徴とする、請求項 2 から 5 のいずれか 1 項に記載の情報処理方法。

【請求項 7】

前記送信ステップで送信するメールが、画像の閲覧時に使用した機器の表示解像度又は表示解像度レベルの情報を含むことを特徴とする、請求項 2 から 6 のいずれか 1 項に記載の情報処理方法。

【請求項 8】

画像の閲覧機能を備え、他の機器との間で共通のメールアドレスを用いてメールの送受信が可能な情報処理装置であって、

受信したメールが前記共通のメールアドレス宛てのメールであるか否かを識別する識別手段と、

前記識別手段による識別結果及び前記他の機器との間で共有する情報に応じて、前記メールを受信した旨を示すアイコンの表示又は非表示について決定するアイコン付加決定手段を備えたことを特徴とする情報処理装置。

【請求項 9】

前記識別手段は、メール受信の際、発信元のメールアドレスを識別し、

前記共通のメールアドレス宛てに、画像を閲覧したことを示す再生状態の情報及び画像の識別情報を付加したメールを送信する送信手段と、

前記再生状態の情報及び前記画像の識別情報を保存する保存手段と、

前記識別手段によって前記共通のメールアドレスが識別された場合に、メールの内容と、前記保存手段が保存した情報に基づいて前記再生状態の情報を更新する更新手段とを備え、

前記アイコン付加決定手段は、前記識別手段による識別結果及び前記再生状態に応じて前記アイコンの表示又は非表示を決定することを特徴とする、請求項 8 に記載の情報処理装置。

【請求項 10】

前記再生状態は、未再生、再生済み、又は再生途中のいずれかを含むことを特徴とする請求項 9 に記載の情報処理装置。

【請求項 11】

前記送信手段が送信するメールが、その発信元の装置を識別するための機器名の情報を含むことを特徴とする、請求項 9 又は 10 に記載の情報処理装置。

【請求項 12】

前記送信手段が送信するメールが、画像の閲覧時に選択した再生効果を特定するための情報を含むことを特徴とする、請求項 9 から 11 のいずれか 1 項に記載の情報処理装置。

【請求項 13】

前記送信手段が送信するメールが、画像の閲覧時における視聴方法を示す情報を含むことを特徴とする、請求項 9 から 12 のいずれか 1 項に記載の情報処理装置。

【請求項 14】

前記送信手段が送信するメールが、画像の閲覧時に使用した機器の表示解像度又は表示解像度レベルの情報を含むことを特徴とする、請求項 9 から 13 のいずれか 1 項に記載の情報処理装置。